収入再認定請求について

令和６年度家賃（令和６年４月分から令和７年３月分まで）については、加古川市営住宅入居者収入（収入超過・高額所得）認定通知書のとおりです。

　**次の事由のいずれかに該当し、収入月額が収入分位の区分を下回って変動した世帯は、　　収入再認定請求をすることで、家賃が見直される場合があります。**

事　　由

①　世帯の構成に変更があった場合

　　※異動届、同居承認申請など世帯員変更に係る手続きが必要です。

②　所得のある方が退職（廃業）した場合

③　転職したことにより、収入が減った場合

④　令和４年中の所得について、控除等の申告漏れなどがあり、市で修正の申告が認められた場合

⑤　新たに障害者手帳または療育手帳などの交付を受けた場合

　審査の結果、承認された場合は、申請を受付した月の翌月の家賃から変更後の家賃が適用されます。

お問合せ先

加古川市　住宅政策課　市営住宅係

電話：０７９－４２７－９２５４（直通）

午前8時30分～12時、午後１時～５時15分（土日祝日、年末年始は休み）